南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の意見募集(パブリックコメント)結果

意見	意見	意見に対する考え方
1	徒歩で移動する際は、植生が見える場所及び湿った場所を避け、氷上又は岩上を歩くよう努めなければならないことを規定するべきだと思います(別添3 No. 116 7(i)第4段落等参照)。	南極地域の環境の保護に関する法律第7条 第2項第4号にて、南極地域活動は種の個 体の生息状態又は生育状態に著しい影響を 及ぼすものであってはならないと規定され ていることから、ご意見の趣旨は既に盛り 込まれていると考えます。
2	徒歩による移動の際、靴その他の備品が清浄でなければならないことを規定するべきだと思います(同(ix)第3段落等参照)。	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第六の南極特別保護地区ごとの要件のうち、例えば第116南極特別保護地区では、第十号にて 特別保護地区に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌することが規定されているほか、多くの特別保護地区で同様の規定が盛り込まれています。
3	基本的な配慮事項第5項に「南極地域の環境の保護の観点から自らの行為の南極環境影響をできる限り少なくすることに常に留意しつつ行動すること。」とありますが、これでは抽象的過ぎて不十分であり、何らかの措置をとらなければ、万一我が国民等による不適切な行動があった場合等に国際法上違法との非難を受けかねないと思います。	本件は、南極史跡記念物及び南極特別保護地区の区域及び特別保護地区に対する要件を対象として意見を募集しており、基本的な配慮事項にについては今回特に意見募集の対象とはしておりません。今後の検討の際に、参考にさせていただきます。